限定承認公告

本籍東京都台東区寿一丁目九番地三、最後の住所東京都調布市飛田給一丁目三九番地七　被相続人　亡　山口　章

右被相続人は平成二十一年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十一年八月十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日　東京都杉並区上荻二丁目一五番四号　限定承認者　山口　智佐

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目八番、最後の住所埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目八番一二号　被相続人　亡　川田　貞夫

右被相続人は平成二十年十二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十一年七月三十日さいたま家庭裁判所家事部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日　神奈川県平塚市龍城ヶ丘二番三三―二〇一号　相続財産管理人　川田　篤美

限定承認公告

本籍新潟県糸魚川市大字羽生五七四番地、最後の住所新潟県糸魚川市大字羽生一八〇一番地一　被相続人　亡　田鹿　孝吉

右被相続人は平成二十一年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十九日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日　新潟県糸魚川市大字羽生一八〇一番地一　相続財産管理人　田鹿　昌宏

限定承認公告

本籍滋賀県大津市北大路二丁目一八七番地、最後の住所滋賀県大津市杉浦町二二番二三号　被相続人　亡　目片　友彦

右被相続人は平成二十一年四月二日死亡し、その相続人は平成二十一年八月七日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日　滋賀県甲賀市甲賀町拝坂八三三番地二九　相続財産管理人　安田　全男

限定承認公告

本籍熊本県熊本市新市街六番、最後の住所熊本県熊本市本山町三〇六番地　被相続人　亡　國米　博士

右被相続人は平成二十一年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年八月十二日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日　熊本県熊本市本山町三〇六番地　相続財産管理人　國米美智子　熊本市京町一丁目七番七号　右代理人弁護士　松本　伸一

限定承認公告

本籍宮崎県小林市大字北西方一八一七番地、最後の住所宮崎県小林市大字北西方一八一八番地一　被相続人　亡　德留　孝一

右被相続人は平成二十年十二月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年八月三日宮崎家庭裁判所都城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十五日　宮崎県小林市大字北西方一八一八番地一　相続財産管理人　德留　智美

任意清算公告

当社は、平成二十一年五月十二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月二十五日　横浜市鶴見区鶴見中央五丁目八番一二号　合資会社ユリシーズ　代表社員　三浦美登里

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年五月三十一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人Academy of International Advanced Implantologyに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月二十五日　東京都青梅市末広町二丁目七番地二二号　グリーンプラムM一〇五号室　無限責任中間法人 Academy of International Advanced Implantology　代表社員　竹前　健彦

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月十八日の総社員の同意により、名称を一般社団法人村山水利組合に変更して、通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月二十五日　岐阜県高山市国府町村山四六番地　無限責任中間法人村山水利組合　代表社員　塩屋　和明

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年七月十八日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日置山林組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月二十五日　京都府南丹市八木町日置東中里六番地一　無限責任中間法人日置山林組合　代表社員　浅田　尚

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年七月十八日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日置営農組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月二十五日　京都府南丹市八木町日置東中里六番地一　無限責任中間法人日置営農組合　代表社員　浅田　耕一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年八月十八日付官報の号外第一七五号八十三頁に掲載されています。

平成二十一年八月二十五日　東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター十階　SSTイースト特定目的会社　取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ　取締役　カマル・パワ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十四万五千口を七万三千口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月二十五日　東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター十階　SSTイースト特定目的会社　取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ　取締役　カマル・パワ

信託業の廃止の公告

当社は平成二十一年九月二十五日をもって信託業を廃止することといたしました。

信託業法施行規則第五十条第二項に規定する引受を行った信託関係の処理の方法につきましては、処理が必要な取引及び返還を必要とする信託財産はございません。

以上、信託業法第四十一条第三項の規定により公告いたします。

平成二十一年八月二十五日　東京都千代田区内幸町一丁目一番七号　イートラスト信託株式会社　代表取締役　髙木　寛

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十五日付第一八〇号
府調達第一五六号二四ページ

九六ページ●同日付第一八一号三二ページ●同日付政ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）